

中央大学大学院法務研究科及び中央大学法学部の法曹養成連携協定

中央大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と中央大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の機能を活用して実践的な連携協力をを行い、体系的・一貫的な教育課程を通じて、両者の法曹養成に寄与することを目的とするものである。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

一 連携法科大学院 中央大学専門職大学院学則第3条に規定する甲の法務専攻（以下「本法科大学院」という。）

二 連携法曹基礎課程 法学部法律学科法曹コースにおける一貫教育プログラムに関する細則に規定する乙の法律学科の法曹コースにおける一貫教育プログラム（以下「本一貫教育プログラム」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本一貫教育プログラムの教育課程を別紙1のとおり定める。

（法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本一貫教育プログラムを履修する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

2 乙は、本一貫教育プログラムの学生が、前項に定める卒業認定を受けようとする本一貫教育プログラムの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

一 本一貫教育プログラムの学生に対する学修支援を所管する委員会を設置すること

二 本一貫教育プログラムの学生に対して、学修その他の就学に関する助言を行う教員を配置すること

三 乙は、本一貫教育プログラムの学生の学修状況について、第6条第2項に規定する連携協議会に報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うこと

（甲の乙に対する協力等）

第6条 甲は、本一貫教育プログラムにおいて、本法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

一 本法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹プログラムの学生に対し、本法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること

二 甲及び乙が協議のうえ定めるところにより、本一貫教育プログラムにおいて開設される科目の一部の実施に当り、本法科大学院の教員を派遣すること

三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと

2 甲及び乙は、本法科大学院における教育と本一貫教育プログラムにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。

3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者の選抜方法)

第7条 甲は、本一貫教育プログラムを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

一 5年一貫型選抜 論文試験を課さず、本一貫教育プログラムの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜

二 開放型選抜 論文試験を課し、本一貫教育プログラムの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙4のとおりとする。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、令和2年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反したときの措置)

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当に期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由があるときは、この限りではない。

(協定が終了する場合の特則)

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲若しくは乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において、現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本一貫教育プログラムを修了するときに、終了するものとする。

(協定に定めない事項)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めない事項であって本協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

2 前項にかかわらず、甲及び乙は、その合意により、本協定を変更することができる。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

2019年10月28日

甲 東京都新宿区市谷本村町 42-8
中央大学大学院法務研究科長

小 木 曾 綾

乙 東京都八王子市東中野 742-1
中央大学法学部長

星 野 智

1. 乙の一貫教育プログラムの教育課程編成の方針

本学部では、法学部の教育課程と法科大学院法学既修者コースの教育課程とを接続させ、教育課程の一貫性・体系性を備えた一貫教育プログラムを編成し、法曹を志望者する学生に対して、学部段階からより効果的な教育プログラムを提供します。

一貫教育プログラムでは、法科大学院法学既修者コースでの学修の前提となる基本七法科目（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法）すべてを必修化しています。

1年次では憲法や民法の総則・概論などの基本的な法律科目を設置しています。2年次では刑法総論及び各論、1年次で学んだ民法を軸とした民法科目や商法科目を設置し、3年次の民事訴訟法、刑事訴訟法や行政法まで段階的・体系的に学修を進める積み上げ式を徹底しています。また、必修科目の一部を法科大学院教員が担当することによって、法科大学院法学既修者コースとの教育内容の一貫性をより一層図っています。

さらに、3年次では下級年次の学修を基礎として判例を素材に法をより深く理解するための授業（実定法特講、法曹特講）を用意しています。「実定法特講」は、法学部の専門科目で修得した知識を前提に、重要判例の検討を通じて、具体的な事実に応じた法解釈を学び、実践的な法律運用能力の基礎を修得することを目的としています。また、「法曹特講」は、「実定法特講」での学修内容をより深化させ、法曹実務家の講師より実務的な観点からの指導を受けることにより、設問についての問題点の抽出・分析能力と文書作成能力を向上させることを目的としています。これらの科目を履修することにより、一貫教育プログラム履修者が、法科大学院法学既修者コースの学修にスムーズに移行し、より高い学修効果が得られることが期待されます。

一貫教育プログラム科目の履修を通じて、法科大学院既修者コースにおける学修に必要な能力を修得し、さらには、将来法曹として活躍するための基礎的法的能力を修得できるようにします。

2. 乙の一貫教育プログラムの教育課程

第3条の教育課程は次のとおりとする。

1. 一貫教育プログラム

一貫教育プログラムは、乙の法曹コースに在籍している学生が、原則として早期卒業制度を活用し、一貫教育プログラム科目を修得したうえで、法科大学院既修者コースへの進学をめざす制度である。

なお、協定第2条の一貫教育プログラム科目、単位数及び配当年次は、別表1-1のとおりとする。

1) 対象者

法律学科法曹コースを選択する者で、かつ、法科大学院（既修者コース）に進学を希望する者。

2) 出願資格

2年次進級時に出願する場合は、1年次の修得単位数が36単位以上であること。

3年次進級時に出願する場合は、以下のすべての要件を満たしていること。

- ① 2年次までの修得単位数が76単位以上であること
- ② 卒業要件の対象となる全科目のGPA（以下、「全体GPA」という）が2.80以上であること
- ③ 2年次終了時に行われる選抜試験に合格すること。

2. 一貫教育プログラム修了要件

一貫教育プログラムを修了するためには、以下の要件をすべて満たすものとする。

- 1) 別表1-1に定める一貫教育プログラム科目の単位をすべて修得していること
- 2) 別表1-2にある法律学科法曹コースにおける卒業に必要な所定の単位を修得していること
- 3) 全体GPAが2.80以上であること
- 4) 修了者認定試験に合格していること

3. 一貫教育プログラム履修資格の喪失

以下のいずれかの要件に当てはまる場合には、一貫教育プログラムを履修する資格を喪失する。

- ① 2年次までの修得単位数が72単位未満であること
- ② 全体GPAが2.80未満であること
- ③ 2年次終了時に行われる選抜試験に不合格であること
- ④ 法律学科法曹コースから転コースし、他のコースを選択していること

⑤教授会が一貫教育プログラム履修者としてふさわしくないと判断した場合

4. 一貫教育プログラム学修支援体制

一貫教育プログラムを履修する学生に対する学修支援体制は以下のとおりとする。

- 1) 一貫教育プログラムを履修する学生に対する学修支援は、法学部法律専門職養成科目等運営委員会が所管する。
- 2) 一貫教育プログラムの学生に対して学修その他の就学に関する助言を行う早期卒業アドバイザーを付する。
- 3) 一貫教育プログラムの学生の学修状況について、法科大学院連携協議会に報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行う。

別表1-1 (一貫教育プログラム科目)

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目		
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	
1年	前期	民法概論・総則A	2					
	後期	憲法1 (人権)	4					
		民法総則B・物権総論	4					
2年	前期	憲法2 (統治)	4			英米法概論1-1	2	
		債権総論	4			英米法概論1-2	2	
		刑法総論	4					
		商法総合 ※1	2					
	後期	債権各論	4			英米法概論2	2	
		親族・相続 ※2	2					
		刑法各論	4					
		会社法総合1 ※3	2					
		行政法1 (総論) ※5	2					
3年	前期	実定法特講1 憲・民・刑判例研究	2			英米法研究2	2	
		民事訴訟法	4			英米法研究4	2	
		会社法総合2 ※4	2			西洋法制史	4	
		行政法2 (救済法) ※6	2					
			法曹特講1	2				
	後期	実定法特講1 行・商・民訴・刑訴判例研究	2			英米法研究3	2	
		法曹特講2	2					
	前・後期	担保物権	2					
刑事訴訟法		4						
合計		60				16		

*この中から60単位以上の修得が必要

※の科目については、以下の科目の修得をもって読み替えることができる。

科目名		科目名	単位数	学年	学期
商法総合 ※1	⇒	企業法総論	2	2年	前期
		企業取引法	2	2年	後期
		有価証券法	2	3年	前期
親族・相続 ※2	⇒	家族法	4	2年	後期
会社法総合1 ※3	⇒	会社法1	4	3年	前期・後期
会社法総合2 ※4	⇒	会社法2	4	3年	前期・後期
行政法1 (総論) ※5	⇒	行政法総論	4	3年	前期
行政法2 (救済法) ※6	⇒	行政救済法	4	3年	後期

別表 1 - 2 (法律学科法曹コース卒業要件)

授業科目区分			卒業要件		
大区分	中区分	小区分	小区分単位	大区分単位	
専門教育科目	基本科目	基本科目A	16単位必修	80単位必修	
		基本科目B	8単位必修		
	コース科目	基幹科目	32単位必修		
		展開科目	12単位必修 8単位必修		
	自由選択科目		必修単位数なし		
	演習・講読科目	演習	4単位必修		
		外書講読			
	総合教育科目	総合A (教養科目)	社会	①<身体と健康>系列から最低4単位を修得すること ②総合Aの複数の系列から単位を修得すること	20単位必修
			歴史		
			科学・技術		
情報・数学					
心理・文化					
思想・哲学					
文学・芸術					
身体と健康					
総合B (総合講座)					
外国語科目		英語	8単位(I)~(VIII)必修	16単位必修 外国人留学生は特別科目を履修する	
		選択外国語	1外国語 8単位(I)~(VIII)必修		
	特別科目	日本語	A系列	特別科目は外国人留学生の履修科目 AまたはB系列のどちらかを履修 (系列の選択は大学が指定) A系列(日本語 16単位必修) B系列(日本語 8単位及び その他の外国語 1科目 8単位(I)~(VIII) 計2科目 16単位必修) 日本事情の修得単位は総合Aの <心理・文化>系列の単位に含める	
			B系列		
		日本事情			

卒業に必要な最低修得単位
124単位

※合計 124 単位以上の修得が必要。

<別紙2>法学部における成績評価の基準

第4条第1項の成績基準は、次のとおりとする。

1. 成績評価基準

区分	評点	評価
合格	100～90点	A
	89～80点	B
	79～70点	C
	69～60点	D
不合格	59点以下	E
評価不能	試験未受験等により評価できないもの	F
履修中止	所定の期日までに履修中止の手続きをしたもの	W
認定	認定したもの（留学中に修得した科目のうち教授会で認められた科目等）	N

2. GPA算出方法

以下の算出式で計算し、その値（年次毎のGPAと総トータルのGPA）を成績証明書に記載する。なお、GPAの算出基礎になる科目は「卒業要件の対象となる科目（教職等資格科目、随意科目を除く）」とする。

[GPAの算出式]

<Grade Point …A：4ポイント、B：3ポイント、C：2ポイント、D：1ポイント>

$$\frac{(4 \times A \text{ 修得単位数} + 3 \times B \text{ 修得単位数} + 2 \times C \text{ 修得単位数} + 1 \times D \text{ 修得単位数})}{\text{総履修単位数 (E・Fを含むが,W・Nは含まない)}}$$

(※小数第3位四捨五入)

上記のとおり、GPAには、E（不合格）、F（未受験等により評価できない）評価の履修単位数を分母として計算基礎に含む。

なお、履修登録した科目について、学生が履修中止期間に履修中止の手続きを行えば、GPA算出の対象にはしない。

3. GPA制度導入に伴う絶対評価の特例措置

1) 成績評価はA～Eの5段階絶対評価を原則とするが、成績評価の一層の厳格化を図るため、A評価については、履修者（他学部履修者除く）の20%以内（10～20%の範囲になることが望ましい）とする相対評価を適用する。

履修者20名未満（他学部履修者除く）の科目については、厳格な適用には限界がある場合もあるため、上記の判断基準を参考にしつつ、担当教員の判断によるものとする。

その他教務委員会が適当と認めた科目は除く。

2) 1)と同様に、成績評価の一層の厳格化を図るため、E評価の割合は、履修者（他学部履修者除く）の30%未満とする。

<別紙3>本一貫教育プログラムを履修する学生を対象とする早期卒業制度

第5条第1項の早期卒業制度は、次のとおりとする。

1 対象者

一貫教育プログラムを履修している者。

2 出願資格・手続および早期卒業候補者の決定

1) 出願資格

2年次進級時に本制度の希望を申し出た場合は以下の要件を満たしていること。

① 1年次までの修得単位数が36単位以上であること

3年次進級時に本制度の希望を申し出た場合は以下のすべての要件を満たしていること。

① 2年次までの修得単位数が76単位以上であること

② 全体GPAが2.80以上であること

③ 2年次終了時に行われる一貫教育プログラム履修者を対象とする選抜試験に合格すること

④ 以下3の措置にて卒業見込みとなること

2) 出願手続

本制度を希望する者は、定められた期限までに所定のエントリーシートを提出しなければならない。

3) 早期卒業候補者の決定

出願資格、エントリーシートおよびGPAを基に審査し、早期卒業候補者を決定する。

3 早期卒業候補者への措置

「早期卒業候補者」として以下の履修上の措置が受けられる。

1) 2年次進級時に早期卒業の希望を申し出た場合

① 2年次および3年次の年間最高履修単位を超えて、44単位を限度とする上乗せ履修

(なお、セメスターごとの上限単位数は24単位とする)

② 早期卒業アドバイザーによる指導・助言

2) 3年次進級時に早期卒業の希望を申し出た場合

① 3年次の年間最高履修単位を超えて、48単位を限度とする上乗せ履修

(なお、セメスターごとの上限単位数は28単位とする)

② 早期卒業アドバイザーによる指導・助言

4 早期卒業の認定要件

次の要件を全て満たし、教授会が許可した場合には、早期卒業を認める。

1) 3年次終了時に別紙1に定める一貫教育プログラム修了要件を満たしていること。

2) 法科大学院既修者コースの入学者選抜試験に合格していること。

5 早期卒業候補の辞退

早期卒業候補者は、所定の手続を行うことで、早期卒業候補を辞退することができる。

6 早期卒業候補者資格の喪失・取消

早期卒業候補者となった学生は、以下のいずれかの要件に当てはまる場合には、早期卒業候補者資格を喪失する。

- ① 2年次までの修得単位数が72単位未満であること
- ② 全体G P Aが2.80未満であること
- ③ 2年次終了時に行われる一貫教育プログラム履修者を対象とする選抜試験に不合格であること
- ④ 法律学科法曹コースから転コースし、他のコースを選択していること
- ⑤ 教授会が「早期卒業候補者」としてふさわしくないと判断した場合

以上

＜別紙4＞本一貫教育プログラムを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

第6条第2項の入学者選抜の実施に関する事項は、次のとおりとする。

なお、以下において「法曹基礎課程」とは、法科大学院の教育と司法試験との連携等に関する法律第6条に基づき、いずれかの法科大学院との間で法曹養成連携協定を締結した大学に設置された連携法曹基礎課程をいう。

【入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）について】

中央大学大学院法務研究科法務専攻（法科大学院）では、「實地應用ノ素ヲ養フ」という本学の教育理念に基づき、高度な識見と素養を有し、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを目指し、明確な将来目標をもつ人材を受け入れます。

入学者選抜に当たっては、志願者が、一般的な教養を備えていることに加え、大学における法曹コースでの教育を通じて専門的な学識を十分に修得してきたか否かを重視しつつ、法曹としての資質・能力を総合的に評価します。

1 5年一貫型選抜

(1) 対象者

甲と法曹養成連携協定を締結している大学（以下、「協定関係にある大学」という。）の法曹基礎課程に在籍する学生

(2) 出願資格

出願時において、以下の条件を全て満たす者

- 1) 協定関係にある大学の法曹基礎課程3年次以上に在籍している者
- 2) 翌年3月31日までに協定関係にある大学を卒業し、かつ法曹基礎課程を修了する見込みの者
- 3) 甲が指定する法律基本科目（注1）に相当するものと認められる科目について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者

(3) 募集人員

45名（地方大学出身者専願枠5名を含む〔注2〕）

(4) 入学者選抜の実施時期

入学前年度の7月以降に実施する（詳細は、各年度に公表される『入学者選抜要項』の記載に従うものとする）。

(5) 選抜方法

下記項目を総合的に評価して合否を判定する。

①在籍する大学における成績

②上記①以外の提出書類（志願者調書、任意提出資料〔注3〕）

- ③甲法学既修者コース5年一貫型選抜において実施する面接試験の成績
- (6) 開放型選抜及び一般選抜への出願
開放型選抜及び一般選抜との併願を妨げない
- (7) 入学資格
翌年の4月1日時点において、以下の条件を全て満たす者
- 1) 協定関係にある大学を卒業し、かつ法曹基礎課程を修了している者
 - 2) 甲が指定する法律基本科目(注1)に相当するものと認められる科目について単位を修得し、かつ、卒業時に法曹基礎課程に在籍していた者。
- 2 開放型選抜
- (1) 対象者
法曹基礎課程に在籍する学生
- (2) 出願資格
出願時において、以下の条件を全て満たす者
- 1) 法曹基礎課程3年次以上に在籍している者
 - 2) 翌年3月31日までに大学を卒業し、かつ法曹基礎課程を修了する見込みの者
 - 3) 甲が指定する法律基本科目(注1)に相当するものと認められる科目について翌年3月31日までに単位を修得する見込みの者
- (3) 募集人員
45名
- (4) 入学者選抜の実施時期
入学前年度の7月以降に実施する(詳細は、各年度に公表される『入学者選抜要項』の記載に従うものとする)。
- (5) 選抜方法
下記項目を総合的に評価して合否を判定する。
- ①在籍する大学における成績
 - ②上記①以外の提出書類(志願者調書、任意提出資料[注3])
 - ③甲法学既修者コース開放型選抜において実施する法律科目試験の成績
- (6) 5年一貫型選抜及び一般選抜への出願
5年一貫型選抜及び一般選抜との併願を妨げない
- (7) 入学資格
翌年4月1日時点において、以下の条件を全て満たす者
- 1) 大学を卒業し、かつ法曹基礎課程を修了している者
 - 2) 甲が指定する法律基本科目(注1)に相当するものと認められる科目について単位を修得した者
- 3 一般選抜
- (1) 入学者選抜の方法等

入学者選抜の方法等については各年度に公表される『入学者選抜要項』の記載に従うものとする。

注1：甲が指定する法律基本科目は下表の通りである。

科目	範囲
憲法	憲法全般
民法	民法全般
刑法	刑法全般
民事訴訟法	民事訴訟法全般
刑事訴訟法	刑事訴訟法全般
商法	会社法
行政法	行政法総論および行政救済法

注2：法科大学院を設置していない地方大学の法学部等に在籍している学生の場合、学業成績が優秀でかつ法曹を目指す意欲が高い場合であっても、さまざまな理由から法科大学院への進学が事実上、困難になっている。このような状況等に鑑み、複数の地方大学との間で連携協定を締結し、連携先の法曹基礎課程から学生を受け入れることを想定して5年一貫型選抜に地方大学出身者専願枠を設定する。

注3：任意提出資料は以下の通りである。

- ①外国語能力試験の証明書類
- ②国家資格の取得を証明する資料
- ③上記②以外の公的な資格の取得を証明する資料
- ④推薦状
- ⑤上記以外の志願者調書記載事項に関連する資料